

○東大阪都市清掃施設組合公告式条例

昭和40年10月 8 日

東大阪都市清掃施設組合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、本組合の掲示場及び関係市の掲示場に掲示して行なう。

(規則の公布)

第 3 条 規則を公布しようとするときは、制定の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、規則の公布に準用する。

(規程等の公表)

第 4 条 前条の規定は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「制定」とあるのは「制定又は公表」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会又は議会の議長の定める規則で公表を要するものについては、第 2 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「公布の旨」とあるのは「制定の旨」と、「管理者」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月 4 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。